

洲本税務署からの **お知らせ**

令和4年分の所得税等の確定申告について

申告・納付（振替納税申請）の期限

税 目	申告・納付期限	口座引落日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税 及び復興特別所得税	令和5年 3月15日(水)	令和5年 4月24日(月)
消費税 及び地方消費税 (個人事業者の方)	令和5年 3月31日(金)	令和5年 4月27日(木)
贈 与 税	令和5年 3月15日(水)	



キャッシュレス方式の納付方法のご案内

● 令和4年12月よりスマホアプリ納付が利用可能!

スマホアプリ納付とは、国税庁長官が指定した納付受託者が運営するスマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、納税者が利用可能なPay払い（〇〇ペイ）を選択して納付する手続きです

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください
(<https://www.nta.go.jp>)



◇ 振替納税（利用可能税目：申告所得税・消費税）

- 国税庁の指定する日（上記の「口座引落日」）に自動引落としされ、納税のうっかり忘れを防止
- 一度手続きを行えば翌年以降も継続して利用可能
- 申告・納付期限までに申請してください

入力要領➡
(PDFファイル)



◇ ダイレクト納付（利用可能税目：すべての税目）

- 即時又は納税者ご自身が指定した納付日に口座引落とし
- 従業員の源泉所得税の納税でも利用可能
- 申告・納付期限のおおむね1か月前までに申請してください

入力要領➡
(PDFファイル)



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

申告書の作成はご自宅からe-Tax申告で！

自宅からスマホで申告してみませんか？

作成コーナー

検索

簡単・便利



スマホカメラで
源泉徴収票を
読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間
いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って
入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・
送信することで添付省略
※一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送料が不要

早期還付

還付金の振込みが早い
※2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
（書面提出の場合は4～6週間程度で還付）

NEW 令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読取回数が削減*

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



申告書のデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



さらに

マイナポータル連携なら…
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該
当項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



※パソコンの場合ICカードリーダライタでも可

または

ID・パスワードをお持ちの方

事前発行のID・パスワード



ID・パスワード
方式の届出
を確認！

※申告書の控え
と一緒に保管
されている場
合があります。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願い
します。

洲本税務署からの **お知らせ**

確定申告会場等のお知らせ

**確定申告会場では、申告相談のみを行います。
作成済みの申告書等の提出は、直接税務署に
お願いします。**

● 確定申告会場

開設期間	場 所
2月16日(木)～3月15日(水) 相談受付時間：9時～16時 (土・日・祝は開設しておりませんので、ご注意ください。)	淡路文化史料館 (洲本市山手1-1-27)

《確定申告会場での感染症対策にご協力ください》

- 会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、入場をお断りする場合があります。
- 咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ボールペンなどの筆記用具・計算器具等はご持参ください。

● 税理士による地区相談会場

地 区	開 設 日	場 所
南あわじ市	2月 17日(金)、21日(火) 22日(水)、24日(金) 28日(火)	南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール (南あわじ市市善光寺18-27)
	3月 1日(水)	

- 地区相談会場の相談受付時間は、9時30分から16時までです。ただし、12時から13時までは税理士による相談は行っておりません。
- 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。



注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)



作成コーナー



マイナポータル

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら



医療費

1年間分の情報が取得可能に！ **NEW**

ふるさと納税

公的年金等の源泉徴収票 **NEW**

国民年金保険料 **NEW**

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

インボイス制度

事業者の方へ！

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

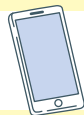
令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 [説明会サイトへ▶](#)



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）



特設サイトへ

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。